

入札契約制度の更なる改善(企業の経営評価)

【改善の方針】 企業の経営実態をより公正に評価する観点から、公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に改善に取り組むとともに、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事を拡大する。

(1) 経営事項審査制度

(1)－① 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正(一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反など)により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性



都道府県とも連携して、立入検査など現場での監督を強化

(1)－② 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請(利益や技術者数の水増し等)により、評点が不当に高くなっている可能性



異常値検出等により、虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

(1)－③ 審査基準の更なる見直し

技術者数評価のあり方、再生企業の取扱いや社会性評価項目(W点)のあり方等について多様な要望



審査基準の更なる見直し(中央建設業審議会で検討)

(2) 入札ボンドの拡大

市場機能を活用した建設企業の経営面での評価の必要性



国土交通省直轄工事において、入札ボンド対象工事の拡大

(現在)WTO対象工事

→ 原則としてBランクの工事まで拡大
地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

入札契約制度の更なる改善(下請企業対策)

【改善の方針】 多くの労働者が働く下請へのしわ寄せを防止する観点から、新たな下請代金保全策の導入の検討や、下請企業の見積りを踏まえた入札方式の試行に取り組むとともに、標準請負契約約款の改正について、建設業法に基づき中央建設業審議会における検討を開始する。

2-① 書面契約の促進・約款の改正等

契約・取引の対等化・明確化が必要



- i) 書面による契約の促進
- ii) 標準請負契約約款の改正
(中央建設業審議会での検討)
- iii) 発注者・受注者間の不適切な行為等をガイドラインとして明確化し、周知徹底
- iv) トラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約当事者から中立的な第三者の活用を促進

2-② 新たな下請代金保全策導入の検討

元請倒産時等に、下請代金が保全される必要



信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

2-③ 下請の見積りを踏まえた入札方式

元請の入札前見積りを適正化するとともに、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護する必要



下請リスト提出入札方式(仮称)の試行

- ・専門工事の施工内容が特に重要な工事等を想定
- ・下請が元請に提出した見積書を、元請が発注者に提出
- ・見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止

2-④ 取締り、指導監督の強化

違法行為等への適切な対応が必要



地方公共団体との連携の強化

- ・知事許可業者に対する指導監督の強化
- ・都道府県と共同して研修会の開催を検討
- ・建設業取引適正化推進月間(仮称)の創設

違法行為等を改善するための措置の強化

- ・立入検査に重点調査項目を設定
- ・公正取引委員会との連携の強化